

(別紙)

諮問番号：令和7年度諮問第3号

答申番号：令和7年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、騒音等による不眠症を理由とした転居のための費用（以下「転居費用」という。）の支給を求める要望に対し、請求人の権利を不当に制限するような転居先の条件を処分庁から提示され、それに従わないために転居費用の支給に関する生活保護変更申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 騒音被害が極めて低い物件を例示した文書（以下「本件文書」という。）の内容は、請求人の通院先であるメンタルクリニックの主治医の意見に沿った物件を例示したものであって、転居可否や転居費用の支給可否を判断したものではない。
- (2) 転居費用を支給するに当たって、請求人から、必要な情報を確認するための書類の提出がなく、転居費用の支給可否を判断できなかったことから原処分を行ったのであり、原処分は適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 処分庁は、「騒音被害が極めて低いと判断できる物件へ転居すること」が転居費用の支給の条件となるため、請求人に対して本件文書を示していることが認められるが、これは、請求人が居住するアパート（以下「本件アパート」と

いう。)では精神的苦痛を感じるから転居したいという相談があったことに応じた助言に過ぎないというべきであって、何らかの申請に対して転居費用の支給可否を示した行政処分ではないから、その後の本件申請に至るまでの請求人の権利を不当に制限したとまではいえない。

また、本件申請を却下した原処分は、処分庁の助言に従わないことを理由に行われたのではなく、本件申請に係る書類には「転居費用の自己捻出が困難なため」という理由の記載しかなく具体的な転居費用に関する金額の記載等は見受けられず、その他の添付書類もなかったため、処分庁は支給可否の検討ができず原処分を行わざるを得なかったのであるから、原処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年5月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護に係る厚生労働大臣の定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている(法第8条第2項)。また、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされている(法第24条第1項)。

保護の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(以下「処理基準」という。)を定めており、処理基準によれば、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、所定の額の範囲内において必要な額を住宅扶助として認定して差し支えないこととされている。また、移送費は、被保護者が転居す

る場合で真にやむを得ないときに、荷造費及び運搬費を要するときは、保護の実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差し支えないこととされている。

そこで本件についてみると、請求人は転居することが具体化されていない状況で本件申請を行っており、加えて、請求人が提出した生活保護変更申請書には「保護の変更を申請する理由」の欄に「転居費用の自己捻出が困難なため」という記載しかなく、その他書類等の提出はなかったことが認められる。そうすると、処分庁は、請求人への転居費用の支給の可否を判断することは不可能であるから、本件申請を却下することとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、本件文書は転居先として考えられる物件を例示したに過ぎないものの、本件文書において例示された物件は居住用の住宅として該当するものがあるとは考えられない非現実的なものである。請求人の病状に鑑みると本件アパートに住み続けることにより病状が悪化しているのであるから転居を優先させるべきところ、本件文書による処分庁の助言は請求人の転居を阻害するような不適切なものと言わざるを得ない。今後、このような不適切な助言が行われないよう改善を求めることを処分庁に対して付言する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 館 田 晶 子

委員 日 笠 倫 子